

医政参発 0513 第 8 号  
医薬総発 0513 第 1 号  
令和 6 年 5 月 13 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局参事官  
（特定医薬品開発支援・医療情報担当）  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医薬局総務課長  
（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年度版「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び  
「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル  
～薬局・事業者向け～」について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬局のサイバーセキュリティ対策において優先的に取り組むべき事項については、「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」（令和 5 年 10 月 13 日付け医政参発 1013 第 1 号・医薬総発 1013 第 1 号、厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官・医薬局総務課長連名通知。以下「チェックリスト等」という。）によりお示ししてきたところです。

チェックリスト等の一部項目について、令和 6 年度に確認する項目を参考項目として位置づけていましたが、令和 6 年度からはすべての項目を確認する必要があることから、「令和 6 年度版 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「令和 6 年度版 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」として、別添 1 及び 2 のとおり改訂しました。

貴職におかれては、本通知について御了知の上、薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

なお、チェックリストの項目中、「サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定している。」については、今後 BCP 策定に関する手引きを作成し、別途お示しする予定です。